

第8回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年2月24日（水曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時22分 開議
午後 2時 2分 散会

付託事件

- (1) 新ごみ処理施設の建設工事に関する事項
- (2) 周辺地域及び生活環境向上施設等の整備に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 水戸市新斎場建設基本設計（案）概要版について
- (2) 水戸市下入野健康増進センターに関することについて
- (3) 下入野健康増進センターへの指定管理者制度の導入について

2 出席委員（24名）

委員長	福島辰三君	副委員長	小川勝夫君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	田中真己君	委員	中庭次男君
委員	佐藤昭雄君	委員	綿引健君
委員	木本信太郎君	委員	後藤通子君
委員	田口文明君	委員	森正慶君
委員	鈴木宣子君	委員	黒木勇君
委員	高倉富士男君	委員	大津亮一君
委員	渡辺政明君	委員	須田浩和君
委員	栗原文隆君	委員	袴塚孝雄君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君
委員	田口米蔵君	委員	松本勝久君

3 欠席委員（3名）

委員	滑川友理君	委員	飯田正美君
委員	小泉康二君		

4 委員外議員出席者（1名）

議長 内藤丈男君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君

総務部長	園部孝雄君	行政経営課長	熊田泰瑞君
財務部長	白田敏範君	財務部参事兼 財政課長	梅澤正樹君
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部長 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君		
生活環境部長	佐藤則行君	衛生事業課長	黒澤純一郎君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	新ごみ処理 施設整備課長	宮田正一君
清掃事務所長	清水健司君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 道路建設課長	安達茂君
建築課長	大和田聡君		
都市計画部長	加藤久人君	都市計画課長	柴崎美博君
6 事務局職員出席者			
事務局長	小嶋正徳君	事務局次長 兼総務課長	関谷勇君
議事課長	永井誠一君	議事係長	綱島卓也君
書記	武田侑未子君	書記	昆節夫君

午後 1時22分 開議

○福島委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第8回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、滑川委員、飯田委員、小泉委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

議事に入ります前に、令和2年10月19日付で安藏委員が当特別委員会委員に選任されましたので、御承知をお願いします。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在、御着席のとおりとさせていただきますかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これより議事に入ります。

初めに、1番の水戸市新斎場建設基本設計（案）概要版について、執行部から説明願います。

黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 それでは、新斎場につきまして基本設計がまとまりましたので、生活環境部衛生事業課提出の資料に基づき説明いたします。

資料につきましては、目次に記載のとおり、1の基本方針から9の事業スケジュール等までの9つの構成としております。

1ページをお願いいたします。

「全てにやさしく、思いやりと安らぎを感じられる斎場を目指して」を新斎場整備のコンセプトとし、全ての利用者にやさしい斎場、周辺環境と調和した、自然にやさしく安らぎを感じられる斎場を整備基本方針としております。

2ページをお願いいたします。

計画の概要につきましては、敷地面積が約3万平方メートル、位置につきましては清掃工場の西側、下入野健康増進センターの南西にあり、位置図の赤色で示した部分となっております。建物は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の地上2階建てで、延べ面積は約4,200平方メートルとなっております。

主な施設の機能につきましては、次のページからの配置計画、平面計画にて御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

こちらの図でございますが、図の左側が市道常澄6-0015号線、上側が市道常澄8-3656号線のアクセス道路でございます。施設への出入りは左側の市道常澄6-0015号線からとなっております。

まず、建物配置につきましては建物をL字型とし、市道常澄8-3656号線側を火葬あるいは待合のための火葬棟、市道常澄6-0015号線側を式場棟としております。

駐車場につきましては、一般駐車場229台、障害のある方などのためのおもいやり駐車場5台をはじめ、合計で268台分を設けます。また、マイクロバス専用の駐車場を、図の下側になりますが、5台分設ける

こととしております。

植栽につきましては、アクセス道路の交差点側を中心に配置いたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらの図のピンク色で示した火葬エリアにつきましては、火葬炉を4炉設けることとし、図の上のほうにあります告別・収骨室3の右隣に1炉分の予備スペースを設けることとしております。告別・収骨室は3部屋設けることといたしまして、いずれも参列者が35人程度入れる規模としております。また、告別ホールは利用者の出入りが多い場所であることから、ゆとりのある空間を確保することといたしております。

次に、図の黄色で示しました待合エリアにつきましては、待合ロビーを中心に20名から35名までの人数が利用できる待合室を5部屋設けております。また、お子様連れの利用者に配慮しまして、授乳室及びキッズルームを設けております。

次に、図の緑色で示した式場エリアにつきましては、80名程度が利用できる小式場及び160名程度が利用できる大式場を設けることといたしまして、それぞれの式場に受付スペース、司祭控室及び遺族控室を設けております。なお、これらの2つの式場につきましては、式場間の間仕切りを可動式といたしまして、最大であわせて240名が利用できるものといたします。

5ページをお願いいたします。

立面計画についてでございますが、鳥瞰イメージ、式場前のイメージ、火葬場前のイメージを示しております。外観につきましては、最後のお別れの場にふさわしい落ち着いたデザインを基調としまして、周囲の景観と調和した外観といたします。また、外部仕上げにつきましては、耐久性、耐候性を高くするとともに、式場について自然光を取り入れるためガラス面を多用しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

断面構成につきましては、1階は利用者のためのスペースとしまして、2階に機械室を設けることとします。内部仕上げにつきましては、利用者の心情に配慮しまして、落ち着きと安らぎを感じられるデザインを基調といたします。

7ページをお願いいたします。

構造計画につきましては、公共建築物としての長期的な使用を前提とし、大地震時の人命確保、大地震の後も継続して使用できることを目標としております。建物の主要な構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造とし、基礎構造につきましては、地質調査の結果を踏まえ、実質設計において決定するものとします。

8ページをお願いいたします。

電気設備計画につきましては、買電といたしまして、LED照明器具や人感センサー照明等を採用することにより消費電力を削減いたします。また、非常用自家発電設備を配置し、停電の際も火葬業務に支障がないものといたします。

機械設備計画については、空調設備を電気式ヒートポンプ方式とし、個別空調を基本としております。また、火葬設備については、燃料をLPガスといたします。

9の事業スケジュール等につきましては、基本設計について御承認を得た後、来年度にかけまして実施設計を行い、令和4年度の建設工事着手、令和6年度内の完成を目指してまいります。

概算事業費としては、約3.3億円を見込んでおりました、基本計画時から約4.5億円の減となっておりますが、今後の実施設計の段階におきまして、さらなる事業費の縮減に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○**福島委員長** それでは、ただいま執行部から説明がありました内容について、何か御質問等がありましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**福島委員長** ないようでございますので、本件について終わります。

次に、2番の水戸市下入野健康増進センターに関することについてであります。本件につきましては、第1回定例会に提出が予定されている案件でございます。本日の当委員会においては、これまでの経緯や今後のスケジュール等について、質疑を行ってまいりたいと思っておりますので、事前審査にならないようお願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 水戸市下入野健康増進センターに関することにつきまして、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の特別委員会資料2により御説明申し上げます。

1の制定理由でございますが、市民の健康増進と多世代交流を促進するための交流拠点として、下入野健康増進センターの開設を行うため、設置及び管理方法等の必要事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、裏面2ページから記載しております条文により説明させていただきます。

まず第2条において、水戸市下入野健康増進センターを水戸市下入野町1944番地の1に設置すると定めたものでございます。

次に第3条は、屋内プールをはじめ、記載の各施設を定めたものでございます。

第4条は、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、当センターの管理を指定管理者に行わせること定めたものでございます。

第5条は指定管理者が行う業務、第6条は利用時間及び休日を定めたものでございます。

3ページを御覧願います。

第7条から第10条までは、利用の許可等に関する規定を定めたものでございます。

3ページから4ページの第11条から第13条まで及び別表では、利用料金に関する規定を定めたものでございます。

屋内プール、トレーニング室などの各施設の利用料金につきましては、5ページの別表を御覧願います。青柳公園屋内プール、東町運動公園体育館など、市内の各施設の料金と同額としたものになります。

6ページ、3の温浴施設及びグラウンドゴルフ場につきましては、市内に同様の施設がないことから、県内の施設の利用料金を参考に設定させていただいたものでございます。

附則の第2項で準備行為に関する規定を、第3項で水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例の一部改正を行うものでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては令和4年4月1日、附則第2項については公布の日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福島委員長 ただいま、執行部から説明がありましたが、内容等について何か御質問等がございましたら、発言願います。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 ないようでございますので、本件について終わります。

次に、3番の下入野健康増進センターへの指定管理者制度の導入について、執行部から説明願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 下入野健康増進センターへの指定管理者制度の導入につきまして、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の特別委員会資料3により御説明申し上げます。

初めに、本市における指定管理者制度についての基本的な考え方でございますが、この制度は民間の創意工夫により、サービスの維持・向上及び管理運営費の縮減など、施設運営の効率化が期待できますことから、行革プランに基づき積極的に推進するものでございます。このことから、当センターへ制度導入の検討を行ったものでございます。

2の当センターの概要につきましては、ページ中段の(1)の施設の概要の表に記載のとおりとなっております。(2)の開館時間は、屋内施設が午前9時から午後10時、屋外のグラウンドゴルフ場は午前9時から午後6時まで。(3)の休館日につきましては、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとしております。

次に、ページを返していただきまして、3の当センターの管理運営業務につきましては、利用料金の徴収などを行う運営業務、施設の維持管理業務及び施設の利用促進に関する業務でございます。これらの管理運営業務を行わせることで、4の当センターへの指定管理者制度導入に伴う効果といたしまして、指定管理者の創意工夫と柔軟な発想を最大限活用するとともに、専門的な知識、経験を有するスタッフを効果的に配置し、施設の魅力や利便性を向上させることで、市民サービスの向上が図れることが挙げられます。

次に、下表に記載のとおり、市直営で運営を行う場合と指定管理を行う場合の年間管理運営費の比較を行ったところでございます。指定管理を行った場合、年間約2,300万円の管理運営費を抑えることができる試算となり、効果的、効率的な施設の運営により、管理運営費の縮減を図ることができる可能性があります。

これらのことを踏まえ、5の導入方針についてでございますが、当センターの管理運営につきましては、市民サービスの向上と管理運営費の縮減を期待できる、指定管理者制度を導入することといたします。また、施設利用料金を指定管理者の収入とし、施設の管理運営費に充てることで市の負担額を減らすことができ、指定管理者による自主的な経営努力を発揮することが期待できる利用料金制を導入することといたします。

当センターへの指定管理者制度導入方針につきましては、下表に記載のとおり、選定方法は公募とします。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたします。指定施設の範囲は、一括指定といたします。業務の範囲は、運営業務、維持管理業務及び施設の利用促進に関する業務といたしま

す。収入の取扱いについては利用料金制とします。

ページを返していただきまして、6の今後のスケジュール案でございますが、3月の令和3年第1回水戸市議会定例会に当センターの設置管理条例を提出してまいります。4月から指定管理者の公募の手続を開始し、約2か月程度の応募期間を経て、公募者の選定を行ってまいります。また、市民に愛され、親しまれ、魅力的な施設とするため、8月にネーミングライツスポンサーの募集を開始し、11月頃に愛称が決まる予定でございます。9月に当センターの指定管理者の候補者を議会に報告してまいります。その後の準備期間を経て、令和4年4月に当センターの開設を予定しております。

5ページに位置図、6ページに配置図を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○福島委員長 それでは、ただいま執行部からの説明に対し御質問、御意見等がございましたら。

袴塚委員。

○袴塚委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

この下野健康増進センターの指定管理者制度の導入についてということで、おおむね理解はしたんですが、まずこれについては公募ですか。それとも、どういうふうな形で指定管理者を選ぶのでしょうか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 指定管理者の選定方法については、公募ということで考えております。

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、公募する際の資料として、今日御説明をいただいたのかなというふうに思っておりますが、市直営と指定管理者の年間管理運営費の比較表というのが2ページにございます。この中で、水戸市が直営でやった場合のAの8,600万円の人件費に対して、指定管理の場合というのは約2,300万円も安くなって6,300万円の人件費ですと、こういうふうなことで御報告をいただいているんですが、人件費は運営の基幹をなす費用だというふうに思っているんですけども、この2,300万円というのはどういう計算で、どういうふうな会社を考えた中で積算をされたのか。それとも何らかの形でお見積りをお取りいただいてここに明記されたのか。あまりにもその8,600万円に対してこれは二十数%安くなっていますからね。

ですから、新市民会館のときはちょっと甘めに計算をされていたみたいだというふうに私は思うんですけども、今回については行政がやると8,600万円、民間がやると6,300万円、この差額はどういう計算でこんなふうになったのか、ちょっと教えをいただきたい。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 人件費の算出につきまして、市直営にかける人件費、こちらにつきましては民間事業者の見積りの人員配置を参考にいたしまして、市職員6名、会計年度任用職員12名、民間事業者と同数の合計18名で算出した額といたしました。市職員でやった場合、これは平均給与というところを出しております。

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 民間のほうはどこかから見積りを取ったんですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 失礼いたしました。民間につきましては、参考見積りというところで見積りを徴収しております。その中で、低いほうの人件費というところで、ここに提示させていただきました6,300万円ということで比較したものでございます。

○福島委員長 あの、低いほうの見積りって、何と比較して低いんだと。市役所の職員と比較するの。

〔「委員長、答弁前にちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 はい。袴塚委員。

○袴塚委員 あの、すみません。そうしますと、どこかから参考見積りを取りましたよというお話でした。それで、今低いほうというお話ですけれども、一般的にはね、例えば参考見積りを取るとすれば、A社、B社、C社くらい取って、3つを足して3で割って中間くらいが一般的な行政の見積りの出し方なんだろうなというふうに思うんですが。安く頼めれば一番いいんです。ただ、安かろう悪かろう、人も悪かろう、これではやっぱり市民サービスが十分に提供できないものですから。その辺について、何社見積りを取って、どういうふうな数字だったのか、その積算根拠がまだ理解できないので。すみません。よろしくお願いします。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 参考見積りにつきましては、7社から頂いております。7社の見積りが人件費、運営費といろいろございましたけれども、その中の人件費の平均額というか、そこから導き出した額になっております。

〔「平均額なの」と呼ぶ者あり〕

○宮田新ごみ処理施設整備課長 平均というか、一番低い額でございます。

○福島委員長 平均じゃないでしょうよ。7社から管理費とか運営費とかいろいろあったけれども、あなたの最初の説明はだよ。人件費だけ算出して、それとほかの6社と比べた結果、水戸市の職員を配置するよりも2,300万円安いというデータが出たんでしょ。いや、それは分からないから。その辺をよく説明してください。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 すみません。7社から参考見積りを頂きまして、その中の民間業者の1番低い額と比較いたしまして、その中で使われている人数が18名ということですので、市のほうも18名で当てはめた額というところになります。

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 一般的にですね、まず、水戸市が運営した場合にはこういう時間帯でやると幾らくらい、ここに何人出ますよ、何人出ますよ、したがって、そういうふうな形で運営したときに、例えば見積りとして幾らかかるのかという取り方が一般的ではないかと。それで、まず、その7社あって、いろんな経費が出てきたんだと思うんですね。人件費とか運営費とか何項目あったのか、ちょっと調書がないので分かりませんが、何項目があった中でトータル幾らで受託しますよと、こういう見積りだったのではないかと。いうふうに思うんです。それで、その中で人件費に該当するところ、それから、ほかの部分で収益を上げながら人件費を補填していこうという考え方で、この委託に見積りを出しているところ、いろんな会社の考え方が

あろうかと思うんですけども、その7社の中の1番低い人件費を参考にしましたということになると、ちょっとこれは今までの行政としての数値の出し方からすると逸脱しているのではないか。

安く抑えたいという気持ちは分かります。気持ちは分かりますが、しかし、公益のいわゆるこういう施設ですから、しっかりした運営をしてもらう、そして、対応もすばらしい、こういうふうな施設でなければ駄目だと思うんですね。

ですから、人件費を削るということは、今の時代、仕事がない方もおいでになりますけれども、やっぱりある程度の生活ができる人件費を確保しながら、しっかりと行政の代行をしてもらうということになると、今の考え方でよろしいのかどうなのか。

○福島委員長 今の質問に委員長からの質問も入れますが、要するに7社見積りを取ったと、その中で人件費だけ比較対照したと、そうすると光熱水費とか通常の維持管理費、そういうものはほかの6社は同等であったと理解していいんですね。すると、人件費だけが安いということで入札が決まると、こう判断したんですか。その辺、今の話とあわせて、要するになぜ人件費だけ抽出したのかと。例えば、光熱水費で電気代、ガス代、水道代、特に健康増進施設でプールや温浴施設がありますから水代とかいろいろかかる。しかし、それらのほかの部分ほとんど同等であったと理解していいんですね。

特に人件費だけが2,300万円もの差があったというのは、何を根拠にそんなに差があったんですか。人件費というのは今の労働基準法からいっても、そんなに変わるわけがないんだよ。例えば、8,600万円のうちの2,300万円ですから、大体3割かかっちゃうんだよ。人件費が3割も違ったらば、給与が3割安いってことだからね。そんな非常識な範囲はねえと思うんだ。ただ、水戸市の高給取りと比べたら安かったんだと、そういうことを言われれば、ああ、そうですかと言うほかない。そこら辺を踏まえて。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 すみません。見積りを頂いた中で、トータルを比較しまして、その安いところの人件費を採用させていただいております。

〔「トータル」と呼ぶ者あり〕

○宮田新ごみ処理施設整備課長 トータルの安いところ……

○福島委員長 ちょっともう一回、具体的に。トータルだったらそんなに変わりはないのに人件費だけは3割も安いといたら……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 申し訳ないけれどもさ、先ほど来から答弁が行ったり来たりしちゃっているんですよ。私たちはもう今の段階になると、委員長からも質問していただいたんですが、何だかよく分からなくなっちゃうんですよ。

これを精査するとすれば、委員長もおっしゃって、私も言いましたけれども、7社の見積りをお出しただいて、本当にその総額がそうなのかと。要するに、7社の総額がどんなふうになっていて、どの部分の方の、A、B、C、D、E、F、Gとあったとすればね、その人件費は7社の平均を取ったらばこれになりましたということであれば、分かるんですよ。そうではなくて、人件費だけを捉えて一番低いところを見つけましたと。あとの経費は高かったのか安かったのか分からない。そうすると、受託費というのは見積額が

そんなに差はないというふうに、私も委員長と同じように思いますけれども、そうすると、それではあまりにも市役所の職員さんは給与が高過ぎる、その代わり仕事はやらない、こういう結果になっちゃうんですよ、30%近くも違ったらば。それは、我々としてもこの数字を基にね、これならいいんじゃないですかとは容認しづらい。だって、3割も違うんだよ。あまりにも民間の人をばかにしてないですか。ちょっと、だから……

○福島委員長 だから袴塚委員、これはね、1回出しちゃったからこれは違いますとは言えないでしょうし、そうかといったって、市役所の職員は3割多くもらっているということも言えないでしょうし、議会のほうにかかるから、そのとき、全体の見積りしたやつと比較対照の分かりやすいものを出してもらって、本日はこの程度で。

須田委員。

○須田委員 ごめんなさいね。関連で、そんな大した質問ではないんですけども、全体の経費というのはこれだけかかるよというのは出ていて、そのうちの人件費が市がやるよりもこれだけ安くなりますよ、というような話だというのはよく分かるんですけども、水戸市で過去に、自転車の駐輪場の契約があったときに、途中で契約満了する前に相手の会社ができませんと言って、契約し直したということが確かありましたよね。そのときに、その問題、総務環境委員会のほうで私も言いましたし、そういうことがあると。特にこういう施設に関しては継続性が当然大切でしょうし、駐輪場もそうだったんですけども、そうすると、例えば先ほど言ったような7社の見積りで、見積りも施設の維持管理費等は大体変わらないにしても人件費がこれで2,300万円安くなりましたって、一番安いところにあわせませよというね、1番安いところが本来の運営をできるかどうかを、本当に大丈夫でしょうかねと、安いものということで比較しちゃうと。そうすると、袴塚委員が言うように平均くらいで取りあえず見積りは出して、それから入札じゃないのとか、そういう感覚が私にはあるんですが、そういう意味では、確実にできるという担保もしくは前の反省に立った見地というものが必要だと思うので、委員長からそういう指示があったということでしたので、内部でよく精査されてですね。私たち民間から考えれば当然、一番安いところで本当にできるのかなとかという疑問があるので、そこら辺もきちんと精査して出していただければと思います。説明ができるようにしていただきたいと思います。

○福島委員長 田中委員。

○田中委員 私も同じような疑問を持っていたので、ぜひ後日ですね、審議されればいなと思いますが、指定管理料の設定に関わる問題になるんだと思うんですけども、それに関連してこの3ページの導入方針の利用料金制の説明のところで、導入しない場合、導入する場合のグラフがございしますが、その下に収益の一部を市に還元することについての検討を行いますという記載がありますが、これはどういうことですかというのが質問です。ほかの施設ではそういった例はなかったと思いますし、還元するとなれば当然、指定管理者の利益は減るということになるんだと思うんですが、その趣旨というか、また額の規模とかあわせてお分かりでしたらというか、今のお考えをお聞きしたいと思います。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 3ページ中ほどのですね、イメージ図に示しております下のバーグラフで

ございます。

利用料金制というところで、管理運営費のうち利用料金、こちらを指定管理者の収入といたします。想定額よりも収入が多かった場合、多い分については指定管理者の収入ということにします。そのプラスアルファの収入全てが指定管理者のほうに入るのではなくて、そのうちの一部を市のほうに還元していただくというようなシステムでございます。

○福島委員長 だからね、これもう一回。要するに、利用料金が業者に入るか、市のほうに入るかという話でしょ、利用料金制の導入は。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 はい。

○福島委員長 だから、万が一多く入ったら、業者に還付するから水戸市ももらうよということでしょ。けれども、導入した場合には一切関係ないよということでしょ。違うの。だから要するに、具体的に、利用料金が入ったほうの計算でやるの、入らないで計算するのかという場合には、コロナになってこうやって入らなかったらそれを市が負担しなきゃならないから、一切、委託料金をやっちゃって一括でやるんですよという意味じゃないの。違うの。委託するんだから、一切任せるから、ある程度、指定管理者の努力の範囲でうんとやれば、一生懸命やれば多く入ってもうかるんだから、それなりに努力しなさいよという意味じゃないの。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 すみません。イメージ図のほうでちょっと説明させていただきます。

上のほうのバーグラフですけれども、こちらは利用料金制を導入しない場合、管理運営費の全てが市のほうの持ち出し、指定管理料ということになります。下のほうのバーグラフですけれども、こちらの管理運営費の中から利用料金を指定管理者の収入に充てることで、市のほうの指定管理料はその分利用料金を引いた分になりますので、その分が市の持ち出しが少なくて済みます。

○福島委員長 要するに、契約するときに総額を決めておいて、総額で利用料金も幾らまでがこれで対応するという意味じゃないの。違うの。

〔「委員長、整理してやりましょうよ、もう一回」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 うん。だから、言っている意味は誰にでも分かるように。

〔「どんどん難しくなってっちゃうから1回整理して」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 難しくなるというか。幾ら入っても入らなくてもこれらの努力でやるよと。今までの指定管理者制度だったらそうだったでしょうよ。

〔「答弁しちゃうと余計ごちゃごちゃしちゃうよこれ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 ああ。だって幾らも入らなかつたり、入ったりしたらどうやって計算するの。それなら幾らまで入ったときは、それ以上は水戸市のもうけだよって。そういうことをやったら、一生懸命やる人がいなくなっちゃうよ。一生懸命やっても自分の稼ぎにならないで水戸市の稼ぎになって、仕事やらなかつたらみんな水戸市からもらえるっていったら誰もやらないよ。

〔「もう一回整理してもらったほうがいいでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 じゃ、そういうことで。次回、そういう詳細をやりますので、そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 ないですね。

以上をもちまして、本日の特別委員会を終わります。

午後 2時 2分 散会